

そろいろ通信 12月

社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き



皆さまいかがお過ごしでしょうか？ すっかり冬の装い、と言っている間に、なんと今年も残り 1 ヶ月のみとなりました！ クリスマスだのお正月だのと周りも賑やかになってきますが、無事年を越せますように、仕事も追い込んでいきたいと思っています。さて、今月から“私”のイラストが新しくなりました。実物より随分とかわいいのですが！ 私同様、どうぞよろしくお願いいたします★
では、少し早いですが…皆さまどうぞよいお年をお迎えくださいませ。



* 気になるお金の相場 *
～パート・アルバイト等への結婚祝金～

?

他社はどうしているのか、世間の相場は？ いろいろな数字をご紹介します。貴社の参考にしてください。(日本実業 2009 年調査 集計企業数 223 社)

(単位：円)

勤続年数	パート・アルバイトへの支給	社員の子女への支給
支給する	15.2%	24.2%
最高額	50,000	50,000
最低額	5,000	5,000
最多回答額	20,000	10,000
平均額	20,400	15,392

★これで完璧！ 12月の事務



☆賞与計算と支払届☆

賞与を支給するときは、健康保険・厚生年金保険・雇用保険の保険料（被保険者負担分：健康保険は都道府県ごとの料率あるいは組合料率、厚生年金80.29/1,000、雇用保険6/1,000または7/1,000）を控除します。そして「健康保険・厚生年金保険賞与支払届」を作成し、支給日から5日以内に健保組合・年金事務所へ提出します。

☆年末調整☆

年末調整は「扶養控除等（異動）申告書」を提出している人すべてに対して行います。毎月支払っている税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額とを比べて過不足を清算する大切な手続きです。社員（パート・アルバイト・役員含む）から回収した申告書・控除証明書などの内容を確認し、12月給与・賞与の支払金額確定後に年末調整を行います。所得控除の計算をする際には、扶養家族の収入金額がオーバーしていないか、生命保険料・地震保険料・国民年金保険料の控除を受ける場合の証明書原本が提出されているか、今年入社した人で前職での給与収入（パート・アルバイト代を含む）がある場合にはその源泉徴収票が提出されているか、などについては十分に確認をしましょう。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

11月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、12月10日までに納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

11月分の社会保険料・児童手当拠出金を来年1月4日までに納付。

☆10月決算法人の確定申告と納税☆

10月決算法人の確定申告と納税、4月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 12月中の決算応答日までです。

★トピックス★



サラリーマンの「時給」が減少

給与総額を労働時間で割ったサラリーマンの「時給」の減少に歯止めがかかっていないという分析を第一生命経済研究所がまとめました。同研究所は、国税庁の民間給与実態統計調査や厚生労働省の毎月勤労統計をもとに、サラリーマンの給与水準や労働時間を分析、9月時点の時給は2,408円で、1990年代後半の2,500円前後から大幅に減っていることが分かりました。

今年に入って給与総額は増えていますが、労働時間も伸びており、時給の減少傾向に歯止めがかかっていないようです。同研究所は、サラリーマンの時給が減少傾向にあるのは賞与カットが主因だと指摘しており、賞与が直近ピークの1997年に比べて38%減ったことが響いているとみています。

**Q. 「女性社員は、上司の隣でお酌しろ」
これってセクハラ発言なのではないですか？**

A. 忘年会の季節です。社内のみならず、取引先との接待の機会も増えることでしょう。軽く言ったつもり「女性社員は上司の隣に座ってお酌しろ」の発言が、セクハラ問題になることもありますのでご注意ください！

酒席であっても、職務との関連性があり、実質上仕事の延長と考えられるものは「職場」に含まれます。男女雇用機会均等法では、職場で行われるセクシャルハラスメントにより就業環境が害されないよう、必要な措置を講じなければならない、とされています。言った側は「この程度のこと」と思っても、相手がそれを「不快だ」と感じれば、それはセクハラとなるのです。

正直、法律の定義にもどこからセクハラになるのかという明確なものはなく、感じ方には個人差もあるため非常に難しいですが、参考までに人事院がまとめた国家公務員のセクハラ防止規則を見てみると、「酒席で、上司のそばに座席を指定したり、お酌やチークダンス等を強要すること」「女の子、おばさん、などと人格を認めないような呼び方をすること」「聞くに堪えない卑猥な冗談を交わすこと」はセクハラになり得る、としています。そして、被害を受けたのが女性である場合は、平均的な女性の感じ方を基準にすべきであるとされています。「平均的」というのが分かりにくければ、自分の母親や娘の前で同じことができるかどうか？で考えてみると参考になるでしょう。また、最近では、男性労働者がセクハラ被害を訴えることもあります。

対策としては、上記のような例はセクハラにあたるのだと事前にアナウンスをしておくこと、実際に労働者からの申告や相談があった場合には突き返したり聞き流したりせず、真摯にできる限りの対応を行うこと、などでしょう。悪質なセクハラ行為については、セクハラを行った社員だけでなく会社も、使用者責任、職場環境配慮義務違反の理由から、民事的な損害賠償責任を負うことにもなります。セクハラを許す職場は、社員のモチベーション低下を招くのだということも十分に理解しておくことが必要です。

いきいきした会社づくりをお手伝い

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

